

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の十二第二項の規定に基づき、既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表左欄に掲げる周波数を使用する既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

周波数の範囲	区域
773MHzを超え803MHz以下	全国
860MHzを超え890MHz以下	全国
945MHzを超え960MHz以下	全国
1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下	全国
1,805MHzを超え1,845MHz以下	全国
1,845MHzを超え1,855MHz以下	全国
1,855MHzを超え1,860MHz以下	全国

1, 860MHzを超え1, 880MHz以下	平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2 GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号（二）に掲げる区域
1, 860MHzを超え1, 880MHz以下	全国の区域から平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2 GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号（二）に掲げる区域を除いた区域
2, 110MHzを超え2, 170MHz以下	全国
2, 330MHzを超え2, 370MHz以下	全国
2, 545MHzを超え2, 575MHz以下	全国
2, 595MHzを超え2, 625MHz以下	全国
2, 625MHzを超え2, 650MHz以下	全国
3, 400MHzを超え3, 480MHz以下	全国
3, 480MHzを超え3, 600MHz以下	全国
3, 600MHzを超え4, 100MHz以下	全国

4, 500MHzを超え4, 600MHz以下	全国
27. 0GHzを超え28. 2GHz以下	全国
29. 1GHzを超え29. 5GHz以下	全国

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条の二第一項第一号の規定に基づき、電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表左欄に掲げる無線局の種類に係る周波数の範囲は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局の種類	周波数の範囲
電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。）	(1) 773MHzを超え803MHz以下
	(2) 860MHzを超え890MHz以下
	(3) 945MHzを超え960MHz以下
	(4) 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下
	(5) 1,805MHzを超え1,845MHz以下
	(6) 1,845MHzを超え1,860MHz以下
	(7) 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注1） 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注2）

	<p>(8) 2, 110MHzを超え2, 170MHz以下</p> <p>(9) 2, 330MHzを超え2, 370MHz以下</p> <p>(10) 2, 545MHzを超え2, 575MHz以下 2, 595MHzを超え2, 650MHz以下</p> <p>(11) 3, 400MHzを超え3, 480MHz以下</p> <p>(12) 3, 480MHzを超え3, 600MHz以下</p> <p>(13) 3, 600MHzを超え4, 100MHz以下</p> <p>(14) 4, 500MHzを超え4, 600MHz以下</p> <p>(15) 27. 0GHzを超え28. 2GHz以下</p> <p>29. 1GHzを超え29. 5GHz以下</p>
電気通信業務用基地局以外の無線局	当該無線局の種別に応じて周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）に記載されている割り当てることが可能である周波数の範囲

注 1 平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号(ニ)に掲げる区域に係るものに限る。

2 平成17年総務省告示第883号第2項第2号(ニ)に掲げる区域に係るものを除く。

○総務省告示第 号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、平成十九年総務省告示第一号（電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件）は、令和四年九月三十日限り廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

○総務省告示第 号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第六十四号の規定に基づき、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、免許人又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十六の登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。</p>	<p>一 委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、免許人又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十三の登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。但し、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。</p>



○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十一条の四第二項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名 出 発	名 出 発
<p>[1～5 略]</p> <p>6 5の項の方法による算出結果が、<u>施行規則別表第2号の3の3</u>に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であつて、送信空中線の電力指向性係数D（θ）が明らかでない場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めるとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> <p>〔式略〕</p> <p>〔注1～3 略〕</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。</p> <p>ア 施行規則別表第2号の3の3の第1に關しては、それらの自乗平均値の平方根</p> <p>イ 施行規則別表第2号の3の3の第2に關しては、それらの平均値</p> <p>〔3〕 略</p> <p>〔9～12 略〕</p> <p>13 略</p> <p>(1) 略</p> <p>イ ア 略</p> <p>イ 電波の強度が時間的に変化する場合、次により求めた電波の強度の値を測定値とする。</p> <p>〔7〕 略</p> <p>(4) 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。</p> <p>a 施行規則別表第2号の3の3の第1に關しては、それらの6分間における自乗平均値の平方根</p> <p>b 施行規則別表第2号の3の3の第2に關しては、それらの最大値</p> <p>〔9〕 略</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔2〕・〔3〕 略</p>	<p>[1～5 同左]</p> <p>6 5の項の方法による算出結果が、<u>施行規則別表第2号の3の2</u>に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であつて、送信空中線の電力指向性係数D（θ）が明らかでない場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めるとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> <p>〔式同左〕</p> <p>〔注1～3 同左〕</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 同左</p> <p>ア 施行規則別表第2号の3の2の第1に關しては、それらの自乗平均値の平方根</p> <p>イ 施行規則別表第2号の3の2の第2に關しては、それらの平均値</p> <p>〔3〕 同左</p> <p>〔9～12 同左〕</p> <p>13 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>イ ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>〔7〕 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>a 施行規則別表第2号の3の2の第1に關しては、それらの6分間における自乗平均値の平方根</p> <p>b 施行規則別表第2号の3の2の第2に關しては、それらの最大値</p> <p>〔9〕 同左</p> <p>〔注 同左〕</p> <p>〔2〕・〔3〕 同左</p>

備考 表中の「」の記載は掲載しない。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条の三第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百二十五号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 法第二十七条の二十八の規定による登録状の訂正の申請 登録状</p> <p>〔4〕10 略</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 法第二十五条の二十五の規定による登録状の訂正の申請 登録状</p> <p>〔4〕10 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項に基づき、平成二十二年総務省告示第七十三号（二〇七・五<sup>MHz</sup>以上二二二<sup>MHz</sup>以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: right;">五 [略]</p> <p>2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">い。</p> <p style="text-align: center;">〔一〕 略</p> <p>〔二〕 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十四第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十四第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合に当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p style="text-align: center;">〔一〕 四 略</p> <p style="text-align: center;">〔四〕 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>
<p style="text-align: right;">五 [同上]</p> <p>2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">い。</p> <p style="text-align: center;">〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合に当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p style="text-align: center;">〔一〕 四 同上</p> <p style="text-align: center;">〔四〕 同上</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前</p>

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

号	号																														
<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局を除く。）の検査実施要領</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 無線設備等</p> <p>【一・一の二 略】</p> <p>二 電気的特性</p>	<p>第1 同左</p> <p>【1・2 同左】</p> <p>3 無線設備等</p> <p>【一・一の二 同左】</p> <p>二 電気的特性</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の項目</th> <th>具体的な検査の実施方法等</th> <th>検査の成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【1～10 略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>11 安全施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電波の強度に 対する安全施設</td> <td>平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【(2)～(4) 略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1～注3 略】</p> <p>【三 略】</p> <p>第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 無線設備等</p> <p>【一・一の二 略】</p> <p>二 電気的特性</p>	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	【1～10 略】	【略】	【略】	11 安全施設			(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。	【略】	【(2)～(4) 略】	【略】	【略】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の項目</th> <th>具体的な検査の実施方法等</th> <th>検査の成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【1～10 同左】</td> <td>【同左】</td> <td>【同左】</td> </tr> <tr> <td>11 安全施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電波の強度に 対する安全施設</td> <td>平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。</td> <td>【同左】</td> </tr> <tr> <td>【(2)～(4) 同左】</td> <td>【同左】</td> <td>【同左】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1～注3 同左】</p> <p>【三 同左】</p> <p>第3 同左</p> <p>【1・2 同左】</p> <p>3 無線設備等</p> <p>【一・一の二 同左】</p> <p>二 電気的特性</p>	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	【1～10 同左】	【同左】	【同左】	11 安全施設			(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	【同左】	【(2)～(4) 同左】	【同左】	【同左】
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績																													
【1～10 略】	【略】	【略】																													
11 安全施設																															
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。	【略】																													
【(2)～(4) 略】	【略】	【略】																													
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績																													
【1～10 同左】	【同左】	【同左】																													
11 安全施設																															
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	【同左】																													
【(2)～(4) 同左】	【同左】	【同左】																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の項目</th> <th>具体的な検査の実施方法等</th> <th>検査の成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【1～6 略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>7 安全施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電波の強度に 対する安全施設</td> <td>平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【(2)～(4) 略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1～注3 略】</p> <p>【三 略】</p>	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	【1～6 略】	【略】	【略】	7 安全施設			(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。	【略】	【(2)～(4) 略】	【略】	【略】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の項目</th> <th>具体的な検査の実施方法等</th> <th>検査の成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【1～6 同左】</td> <td>【同左】</td> <td>【同左】</td> </tr> <tr> <td>7 安全施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電波の強度に 対する安全施設</td> <td>平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。</td> <td>【同左】</td> </tr> <tr> <td>【(2)～(4) 同左】</td> <td>【同左】</td> <td>【同左】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1～注3 同左】</p> <p>【三 同左】</p>	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	【1～6 同左】	【同左】	【同左】	7 安全施設			(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	【同左】	【(2)～(4) 同左】	【同左】	【同左】
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績																													
【1～6 略】	【略】	【略】																													
7 安全施設																															
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。	【略】																													
【(2)～(4) 略】	【略】	【略】																													
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績																													
【1～6 同左】	【同左】	【同左】																													
7 安全施設																															
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	【同左】																													
【(2)～(4) 同左】	【同左】	【同左】																													



○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三十四号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第四章 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

〔一・二 略〕

三 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二十七条の十四第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

1 法第二十七条の十四第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項にあつては、次号(一)の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。

2 法第二十七条の十四第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七Hz帯

全国バンドに係る申請にあつては二〇MHz、三・四Hz帯全国バンドに係る申請にあつては四〇MHzとする。

○MHとする。

〔一〕(三) 略

四 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号(一)に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあつては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする（次項において同じ。）。

〔五 略〕

六 開設計画の認定に係る法第二十七条の十四第四項の規定による周波数の指定は、一・七Hz帯

全国バンドにあつては第三項第二号(二)及び三・四Hz帯全国バンドにあつては第三項第二号(三)に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合には、

別表第三の一の事項（当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合）は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。）への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

〔一・二 略〕

七 前三項の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十四第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

〔八〇十六 略〕

第四章 [同上]

〔一・二 同上〕

三 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

1 法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項にあつては、次号(一)の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。

2 法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七Hz帯

全国バンドに係る申請にあつては二〇MHz、三・四Hz帯全国バンドに係る申請にあつては四〇MHzとする。

○MHとする。

〔一〕(三) 同上

四 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号(一)に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあつては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする（次項において同じ。）。

〔五 同上〕

六 開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、一・七Hz帯

全国バンドにあつては第三項第二号(二)及び三・四Hz帯全国バンドにあつては第三項第二号(三)に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合には、

別表第三の一の事項（当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合）は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。）への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

〔一・二 同上〕

七 前三項の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

〔八〇十六 同上〕



○総務省告示第 号

電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）第六条の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百二十六号（重点調査の実施に係る基本的な方針を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用している周波数帯であって、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況調査及び同法第二十六条の三第一項の規定に基づく有効利用評価に係る過去の結果その他の必要な事項を考慮し特に必要と認めるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用している割当可能周波数帯であって、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況調査及び同法第二項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に係る過去の結果その他の必要な事項を考慮し特に必要と認めるものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
--	---

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
第1 総則 [1~4 略] 5 法第27条の14第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。 [6~8 略]	第1 総則 [1~4 同左] 5 法第27条の13第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。 [6~8 同左]
備考 表中の「」の記載は注記がある。	

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項の規定に基づき、令和三年総務省告示第四十号（第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



変更後	変更前
<p>七 特定基地局開設料に関する事項</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七条の十四第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなればならない。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>〔八 略〕</p> <p>九 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十四第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規則」という。）第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなればならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項各号、本開設指針第二項から前項まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 略〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十四第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7 10 略〕</p>	<p>七 〔一〇六 同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七条の十三第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなればならない。</p> <p>〔4・5 同上〕</p> <p>〔八 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十三第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規則」という。）第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなればならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項各号、本開設指針第二項から前項まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7 10 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項の規定に基づき、令和四年総務省告示第五十一号（二・三GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
<p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 特定基地局開設料に関する事項</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七条の十四第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならぬ。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>〔七 略〕</p> <p>八 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十四第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項各号に規定する事項に適合し、かつ、第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 略〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十四第三項の規定により公示された期間をいう。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7・9 略〕</p>	<p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七条の十三第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならぬ。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>〔七 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十三第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項各号に規定する事項に適合し、かつ、第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7・9 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受領したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号（認定経営基盤強化計画（放送法（昭和25年法律第132号）第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。）を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法第116条の2第1項の指定放送対象地域であるものに限る。）の免許人に限る。別添6において同じ。）が同法第116条の5第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第8号を除く。）に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの（特定基地局にあつては、<u>法第27条の14第6項</u>の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの）であること。この場合において、他の無線局の免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、<u>法第27条の12第3項第7号</u>に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</p> <p>〔ア～エ 略〕</p> <p>〔(3)～(4) 略〕</p> <p>第5章 特定無線局の免許等の審査 （特定無線局の包括免許及び再免許）</p> <p>第13条 法第27条の3の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事</p>	<p>第2章 [同左] （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの（特定基地局にあつては、<u>法第27条の13第4項</u>の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの）であること。この場合において、他の無線局の免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、<u>法第27条の12第2項第5号</u>に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</p> <p>〔ア～エ 同左〕</p> <p>〔(3)～(4) 同左〕</p> <p>第5章 [同左] （特定無線局の包括免許及び再免許）</p> <p>第13条 [同左]</p>

設計書を受理したときは、法第27条の4の規定に基づき、その申請が次の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、免許又は再免許を与える。この場合において、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあっては、法第27条の14第6項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。

[ア～ウ 略]

[(4)～(8) 略]

#### 第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査

(特定基地局の開設計画の認定)

第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受理したときは、法第27条の14第4項各号の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開設計画の開設計針への適合性の度合い及び実施の确实性の度合いからみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。

[(1)～(3) 略]

(開設計画の変更の認定)

第17条の3 法第27条の15第1項の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条(第3号を除く。)の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかつた事情の発生等開設計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、変更を認定する。

(周波数の指定の変更)

第17条の4 法第27条の15第3項の周波数の指定の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数が、開設計針に定める特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査するとともに、第17条の2第3号の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

(認定の有効期間の延長)

第17条の5 法第27条の15第4項の認定の有効期間の延長の申請書を受理したときは、当初予期することができなかつた事情の発生等認定の有効期間を延長するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、認定の有効期間を延長する。

(認定開設者の地位の承継の許可)

第17条の6 法第27条の17において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の2の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

#### 第6章の2 登録局の登録等の審査

(無線局の登録)

第18条の2 法第27条の21第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局を登録する。

[(1)～(9) 略]

[(1)・(2) 同左]

(3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあっては、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。

[ア～ウ 同左]

[(4)～(8) 同左]

#### 第5章の2 [同左]

(特定基地局の開設計画の認定)

第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受理したときは、法第27条の13第4項各号の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開設計画の開設計針への適合性の度合い及び実施の确实性の度合いからみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。

[(1)～(3) 同左]

(開設計画の変更の認定)

第17条の3 法第27条の14第1項の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条(第3号を除く。)の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかつた事情の発生等開設計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、変更を認定する。

(周波数の指定の変更)

第17条の4 法第27条の14第3項の周波数の指定の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数が、開設計針に定める特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査するとともに、第17条の2第3号の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

(認定の有効期間の延長)

第17条の5 法第27条の14第4項の認定の有効期間の延長の申請書を受理したときは、当初予期することができなかつた事情の発生等認定の有効期間を延長するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、認定の有効期間を延長する。

(認定開設者の地位の承継の許可)

第17条の6 法第27条の16において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の2の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

#### 第6章 [同左]

(無線局の登録)

第18条の2 法第27条の18第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局を登録する。

[(1)～(9) 同左]

(無線局の包括登録)

第18条の3 法第27条の32第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係るこれらの無線局を包括して登録する。

[(1)・(2) 略]

(無線局の変更登録)

第18条の6 法第27条の26第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第3号、第4号、第6号及び第7号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を変更する。

(包括登録の変更登録)

第18条の7 法第27条の33第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第4号、第6号及び第7号並びに第18条の3第1号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を包括して変更する。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

[第1～第24 略]

第25 地球局及び携帯基地地球局

[1 略]

2 3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))に限る。)及び法第27条の14第1項の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。))を受けた開設計画(法第27条の15第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))に限る。)及び法第27条の14第1項の規定に基づく認定(27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。))を受けた開設計画(法第27条の15第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該電気通信業務の無線局及び当該特定基地局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[第26 略]

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア～ク 略]

(無線局の包括登録)

第18条の3 法第27条の29第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係るこれらの無線局を包括して登録する。

[(1)・(2) 同左]

(無線局の変更登録)

第18条の6 法第27条の23第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第3号、第4号、第6号及び第7号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を変更する。

(包括登録の変更登録)

第18条の7 法第27条の30第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第4号、第6号及び第7号並びに第18条の3第1号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を包括して変更する。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

[第1～第24 同左]

第25 地球局及び携帯基地地球局

[1 同左]

2 3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))に限る。)及び法第27条の13第1項の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。))を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))に限る。)及び法第27条の13第1項の規定に基づく認定(27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。))を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。))を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該電気通信業務の無線局及び当該特定基地局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[第26 同左]

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

[第1 同左]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 同左]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア～ク 同左]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[A～H 略]

[(イ)・(ウ) 略]

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の14第1項の規定に基づく認定（3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の15第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日（法第27条の15第1項の規定による変更（平成30年総務省告示第34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第1章第1項第14号に規定する5G基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。）の認定があつたときは、その変更の認定の日）以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告P.452に基づく干渉検討（当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。）によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(オ)～(サ) 略]

[(17)～(21) 略]

[2～4 略]

[第3～第5 略]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[A～H 同左]

[(イ)・(ウ) 同左]

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定（3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日（法第27条の14第1項の規定による変更（平成30年総務省告示第34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第1章第1項第14号に規定する5G基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。）の認定があつたときは、その変更の認定の日）以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告P.452に基づく干渉検討（当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。）によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(オ)～(サ) 同左]

[(17)～(21) 同左]

[2～4 同左]

[第3～第5 同左]